

施工条件の明示

特記仕様書

令和8年度

第49号 橋梁維持補修工事

市道2-003号線外 旭市鎌数外

旭市建設課

施工条件の明示

1. 工事全般関係

- (1) 施工前に損傷箇所の位置、形状、寸法の確認を行うこと。
- (2) 河川内での作業については、施工は非出水期（11月～3月）に行うこととし、それまでは準備工とする。
なお、非出水期より前に水位の低下が確認できれば、発注者と協議のうえ、施工を行う。

2. 工程関係

- (1) 工程表により適正に管理を行い、月末毎に履行報告書を提出すること。
- (2) 交通規制時間は午前9時から午後5時までとするが、所管警察署及び関係機関との協議により変更する必要があるときは、監督職員と協議すること。

3. 用地関係

- (1) 施工に伴いやむを得ず民地へ入る必要があるときは、事前に権利者の了承を得ておくこと。
- (2) 借地等を行うときは、借り受け及び返還時に権利者の立ち合い確認を行うなど、苦情、紛争等が生じないようにすること。

4. 環境対策関係

- (1) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合は、旭市環境保全条例に基づき届出を行うこと。

5. 安全対策関係

- (1) 工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上（4時間）を割り当てて安全訓練を実施し、その状況を記録、保管しておくこと。
- (2) 交通規制について、橋梁下部の作業は、足場を設置するため交通規制なし。
地上から行う作業については、片側交互通行による規制を予定している。
工事標識類や防護柵等の安全施設を十分に設置するとともに、適宜に交通誘導員を配置し道路交通の安全を図ること。
- (3) 工事案内標識は、施工開始予定日の14日以上前に設置し周辺地域や通過交通へ工事周知を図ること。

6. 工事用道路関係

特になし。

7. 仮設備関係

特になし。

8. 建設副産物関係

特記仕様書のとおり。

9. 工事支障物件等

特になし。

10. 薬液注入関係

特になし。

11. その他

- (1) 設計図書に記載なき事項、疑義等が生じたときは監督職員と協議すること。
- (2) 自然条件、現地調査、設計照査及び地域要望等により工事内容を変更することもあるため、これに協力し誠意ある対応をすること。
- (3) (干-051)無名橋については、農業用水管が添架されている。工事の際には注意して施工すること。また、必要であれば管理者と調整を行うこと。

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、「千葉県土木工事共通仕様書」(令和7年10月1日第25版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. 本工事の施工管理は、「千葉県土木工事施工管理基準」(令和7年10月1日第24版)(以下「施工管理基準」という。)によるものとする。
なお、施工管理基準に明記が無い工種等については、監督職員の指示によるものとする。
4. 本工事に係る土木工事書類は、「旭市建設工事適正化指導要綱」等に定めるもの以外は、「千葉県県土整備部土木工事書類作成マニュアル」(以下「マニュアル」という。)によるものとする。
但し、マニュアル記載の次の項目については本仕様書によるものとする。

(1) 1-1 施工計画書(6) 主要資材

生産・加工製造業者及び納入業者の「県内外」選択及び「理由欄」の記載は任意とする。

(2) 1-7 工程表

工程表の様式は、「参考」として取り扱うものとする。(任意様式可とする。)

5. 設計変更等については、契約書第18条から第26条及び共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「千葉県土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン」(令和3年1月25日適用)(以下「ガイドライン」という。)によることとする。
6. その他、監督職員が指示するものについては、その指示に従うものとする。

第2条 照査

1. 受注者は、ガイドラインに基づき、施工前及び施工途中において設計照査を実施し、ガイドラインのチェックリストを用いて報告すること。
2. ガイドラインのチェックリストに本工事に必要とされる照査項目が不足しているときは、工事打合せ簿へ必要事項を記載し報告すること。

第3条 支給材料

第4条 建設副産物

1. 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」(平成31年4月1日改正)に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。
また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部を提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。
- (2) 作成対象工事は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生搬出の有無にかかわらず作成する。
- (3) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。このとき、運搬経路図等の添付書類を不足なく添付すること。
- (4) 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提出し確認を受けること。
- (5) 建設廃棄物の処分にあって、原則として産業廃棄物管理制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒

体又は建設廃棄物の引き渡し時、運搬終了時及び処理終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

- (6) 搬出に先立ち、受け入れ条件について処分場所へ確認を行わなければならない。
また、工事発注後に明らかになった事情等により、本仕様書の処理に難しい場合には、監督職員と協議するものとする。
なお、受注者の都合により運搬先を変更したときは、契約変更の対象としない。
- (7) 建設廃棄物の運搬においては、飛散、流出しないようにするとともに悪臭、騒音、振動等により生活環境の保全上支障が生じないようにしなければならない。

~~2. 建設発生土~~

3. 建設廃棄物

- (1) 本工事にて発生するAs 殻、コンクリート殻は、旭市清和乙 6 6 0 番地(片道運搬距離 5.8km, 3.1km)の阿部建設株式会社干潟リサイクル工場へ運搬し処理するものとする。

~~4. 現場発生品~~

第5条 アスファルト舗装切断時に発生する排水処理

第6条 ~~刈草・剪定枝等の処理~~

第7条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- (1) 請負金額が500万円以上となるときは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事となる。
なお、対象工事となったときは、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事となる。
また、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象とはしない。
ただし、工事発注後に明らかとなったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

- (2) 受注者は「千葉県建設リサイクル実施要領」に基づき、建設リサイクル法第11条に係る届出（通知）済シールを発注者から通知されたときは、工事現場に掲示されている標識への貼付に努めるものとする。
- (3) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

①再資源化等が完了した年月日

②再資源化等した施設名称及び所在地

③再資源化等に要した費用

なお、その書面は「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」によることができる。

2. 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- (1) 建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は発注者に対し、『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取り扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。
- (2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

第8条 ~~段階確認~~

第9条 監督職員の確認・立会

1. 受注者は、以下の工種について監督職員の確認・立会を受けなければならない。
この際、受注者は、工種、確認・立会の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。但し、確認・立会の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

【(旭-037)無名橋】

種 別	細 別	施工段階
舗装工	橋面防水	橋面防水工施工時
ひび割れ補修工	充てん工	充てん前、充てん後
ひび割れ補修工	低圧注入工	注入器設置前、設置後

【(干-051)無名橋】

種 別	細 別	施工段階
舗装工	橋面防水	橋面防水工施工時
ひび割れ補修工	低圧注入工	注入器設置前、設置後
目地補修工	目地補修	目地補修前後

2. 監督職員が臨場する場合は、写真添付は不要とする。(写真撮影が不要ということではない。)
3. 確認・立会は、該当工種の出来高確認及び技術的な確認を行うものであり給付の対象とはしない。

~~第10条 中間技術検査~~

第11条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。但し、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

~~第12条 仮設工等の段階点検~~

第13条 環境に配慮した工事の実施計画

受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共工事における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。工事実施に当たっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

第14条 工期

1. 工期には準備、後片付け、雨天、休日、書類整理等を見込み、契約締結日の翌日から令和9年1月15日までとする。

なお、休日には日曜日、祝日、年末年始の他、作業期間中の全ての土曜日を含んでいる。

~~第15条 週休2日制適用工事【現場閉所による週休2日工事】~~

第16条 作業区分

1. 本工事の作業区分は以下によるものとするが、変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	全ての工事

~~第17条 工事支障物件~~

第2章 材料

第18条 材料の確認

1. 本工事に使用する材料にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合、確認した資料を施工計画書に添付し監督職員へ提出して確認を受けなければならない。
2. 日本工業規格のJ I Sマークが表示されている資材等は、J I Sマークの写真提示のみでよい。

~~第19条 砕石~~

~~第20条 コンタリート三次製品~~

~~第21条 その他~~

第3章 施工

~~第22条 鋼桁補修工~~

第23条 ひび割れ注入工

1. 材料は、エポキシ樹脂1種を使用すること。
2. ひび割れ面は、埃、油分など入念に取り除くこと。
3. コンクリート表面が乾燥していることを確認し、施工を行うこと。
4. エポキシ樹脂などは、5℃以下または50℃以上になる恐れのある場合は、材料の品質に影響が出るため、作業の中止を検討すること。
5. 注入材は、シール材の硬化が確認された後に注入すること。
6. 上下方向注入を行う際は、注入材を最下部から上方に向かって行うものとする。
7. 注入量が多い場合は、追い注入ができる注入機材を使用すること。
8. シール材および取付金具の撤去を行う前に注入材が硬化していることを確認すること。
9. 雨天時および冬季の施工は避け、品質確保のための対策を講じること。

第24条 断面修復工（左官工法）

1. 材料は、ポリマーセメントモルタルを使用すること。
2. 損傷部は、埃、油分など入念に取り除くこと。
3. 鋼材の発錆がある場合は、鋼材の裏側まではつり取り、鋼材の錆を完全に除去すること。
4. 鋼材への防錆処理、コンクリートへのプライマー塗布を行った後に材料を充填すること。
5. 材料の充填面は、湿潤状態にしておくこと。
6. 鋼材の断面欠損が著しい場合は、新たに鋼材（添え筋）を追加すること。
7. ひび割れが発生していない部分の鋼材も腐食していることが多いため、この部分も含めて補修すること。
8. ひび割れが進行性の場合、変形追従性が大きい補修材料を使用すること。

~~第 25 条 塗替塗装工~~

~~第 26 条 排水管延伸工~~

~~第 27 条 伸縮装置補修工~~

~~第 28 条 防護柵補修工~~

第 29 条 橋面防水工

1. 目地材や導水テープの規格は、設計図の規格を基本とし、承諾を得るものとする。
2. クラックや欠損部を補修し、勾配や排水を確認すること。
3. 床版が十分乾燥していることを確認する。

第 4 章 その他

第 30 条 社会保険等の加入について

1. 「国土交通省社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（令和 7 年 1 2 月 1 0 日適用）に基づき元請業者は、下請業者の社会保険等の加入につき指導等を行うこと。

第 31 条 法定外の労災保険の付保

1. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 32 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめ対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第 33 条 木材の利用の促進について

1. 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「旭市木材利用促進方針」に基づき、受注者は木材及び間伐材等の調達、利用に努めるものとする。

第 34 条 工事实績情報サービス（コリンズ）の提示方法

1. 請負金額が 5 0 0 万円以上となる場合は、工事实績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の対象工事となる。
なお、対象工事となったときは、旭市建設課土木班への電子メール送付を承諾するので、電子メールをもって提示と替えることとする。（印刷による提出は不要とする。）なお、旭市建設課土木班の電子メールアドレスについては、事前に監督職員へ口頭確認を行うこと。
2. コリンズへの登録に関しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くものとする。）

第 35 条 工事写真の整理提出方法

1. 工事写真は、電子媒体に記録する「国土交通省デジタル写真管理情報基準」（令和 5 年 3 月）及び「千葉県電子納品運用ガイドライン（土木工事編）」（平成 2 8 年 1 月 6 日適用）に則した整理方法とし、電子納品を基本とする。
但し、監督職員が指示するものはその指示した内容とする。

第 36 条 地元企業への受注機会の拡大

1. 本工事の施工に際し下請契約を締結する場合は、旭市内に本店又は営業所を有する者を選定又は工事に参加できるように努めること。
2. 市内産業の活用や地元雇用の創出など、多方面において地域社会の貢献に努めること。

第 37 条 工事書類の簡素化

1. マニュアルにより受注者は、工事書類の簡素化へ積極的に取り組むとともに、紙資源削減のため施工計画書や施工管理書類の一般的な内容は、両面印刷で作成するように努めること。但し、受注者の社内が必要とされる工事書類の作成を妨げるものではありません。
2. 工事打合せ簿は施工状況などについて、発注者と受注者がお互いに確認し相違をおこさないために記録するものであることから、その趣旨を理解し設計図書の要求事項等を明確にするために必要最低限の作成に努めるものとする。

また、契約図書に記載されている書類や施工体制台帳など提出様式が定められている書類は、処理、回答が不要であり受注者から発注者へ提出のみとなることから、工事打合せ簿の添付は不要とする。

第 38 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
2. 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
3. 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

旭市地形図

位置図



工事箇所
(旭-037)無名橋

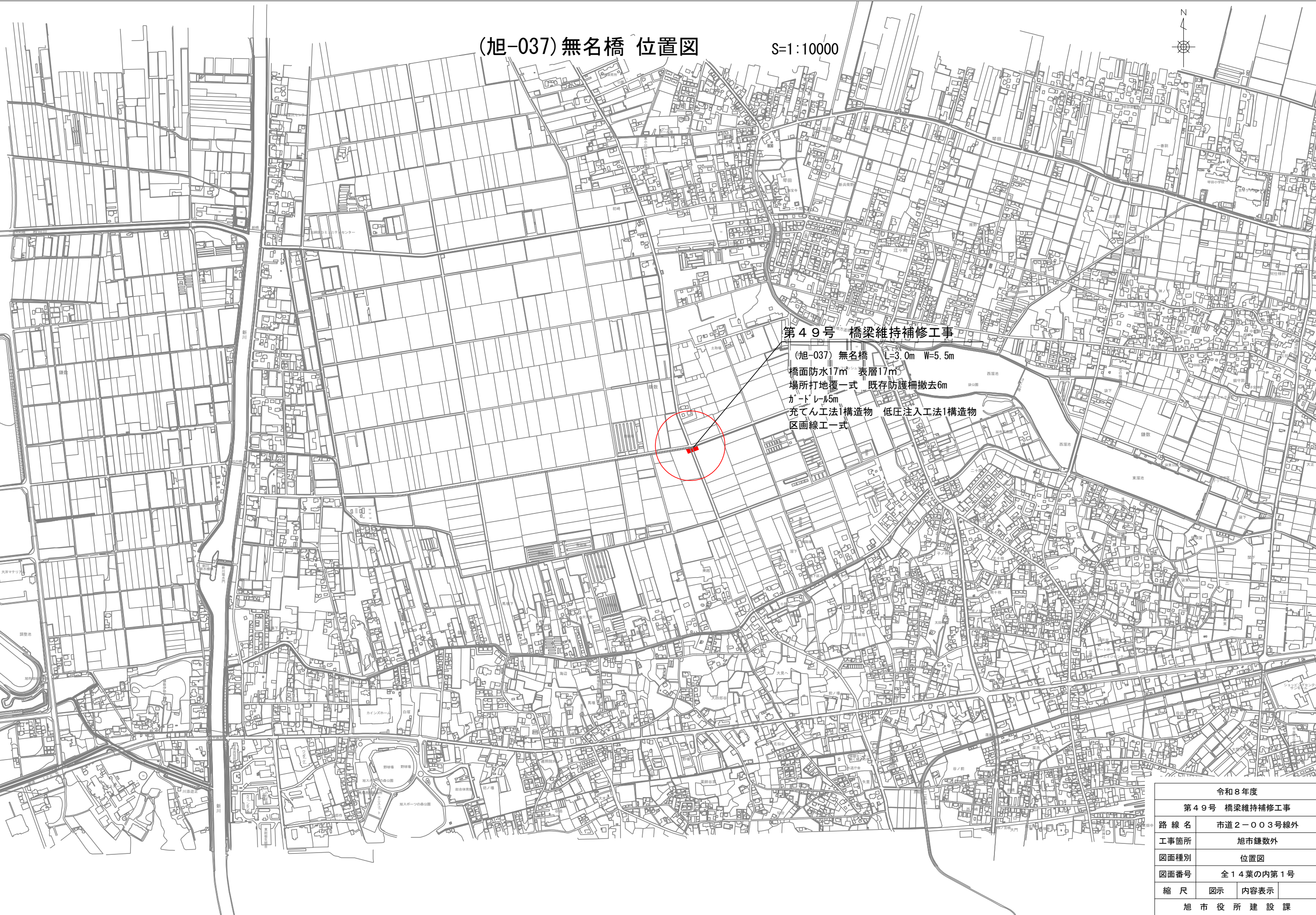
国道126号

位置図



工事箇所
(干-051)無名橋

楠木川



(旭-037) 無名橋 位置図

S=1:10000

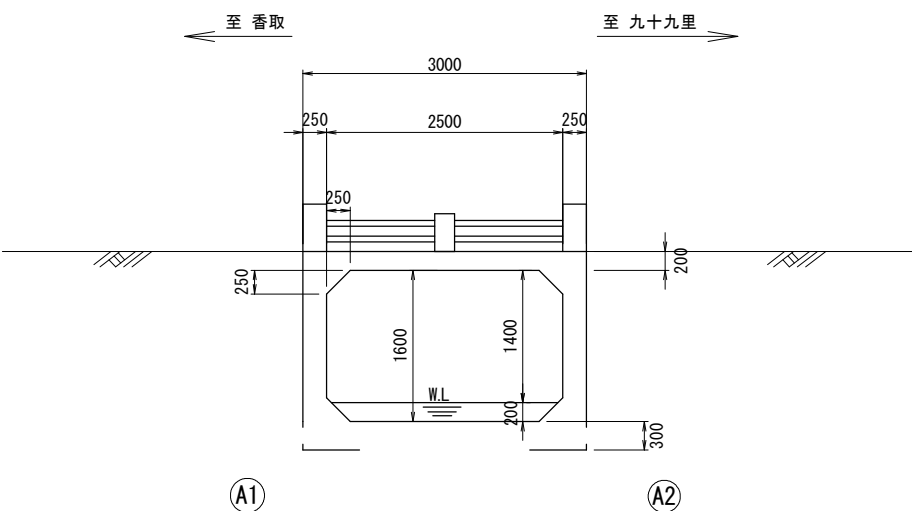
第 4 9 号 橋梁維持補修工事

(旭-037) 無名橋 L=3.0m W=5.5m
橋面防水17m 表層17m
場所打地覆一式 既存防護柵撤去6m
ガードレール5m
充てん工法1構造物 低圧注入工法1構造物
区画線工一式

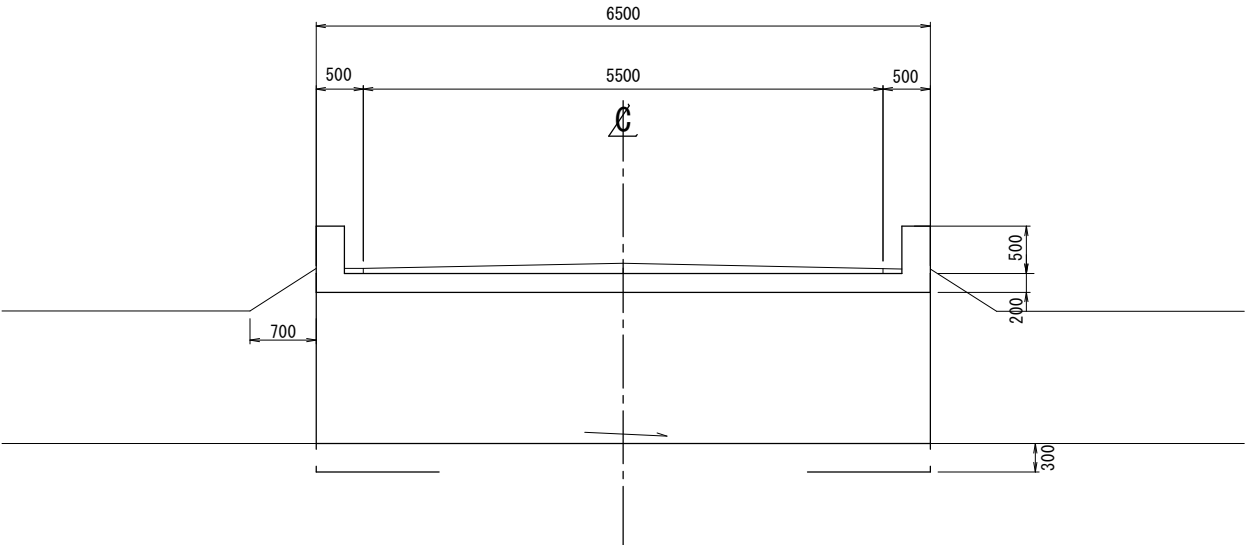
令和 8 年度		
第 4 9 号 橋梁維持補修工事		
路 線 名	市道 2 - 0 0 3 号線外	
工事箇所	旭市鎌数外	
図面種別	位置図	
図面番号	全 1 4 葉の内第 1 号	
縮 尺	図示	内容表示
旭 市 役 所 建 設 課		

(旭-037) 無名橋 現況一般図 S=1:80 (S=1:40)

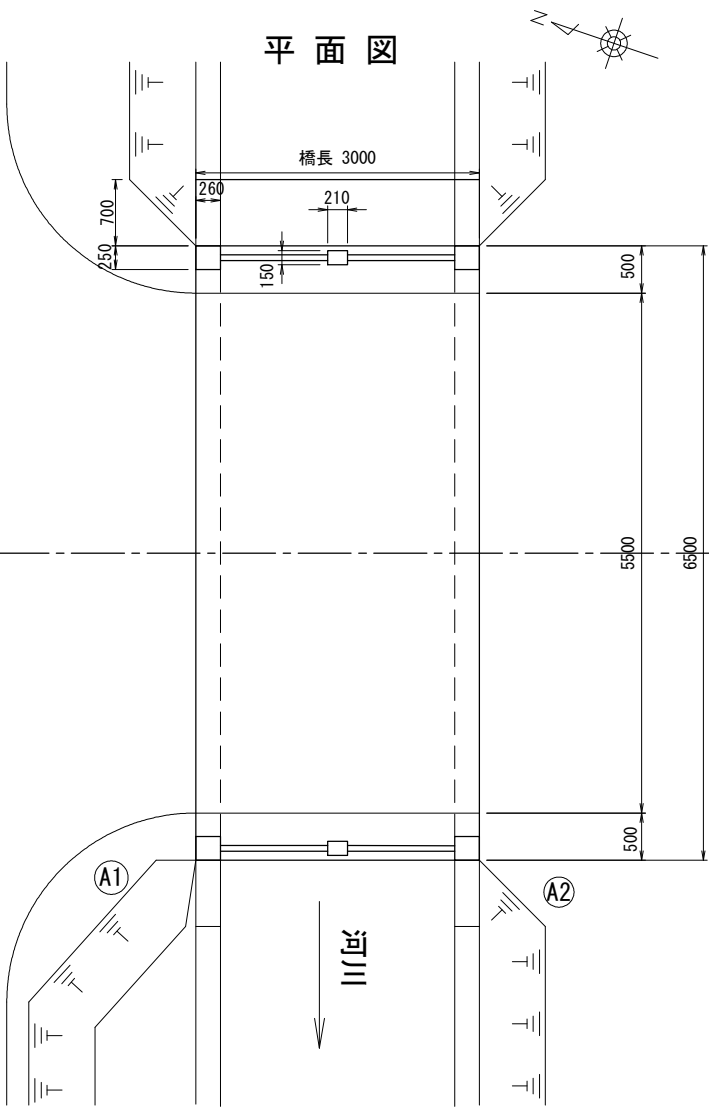
側面図



断面図



平面図



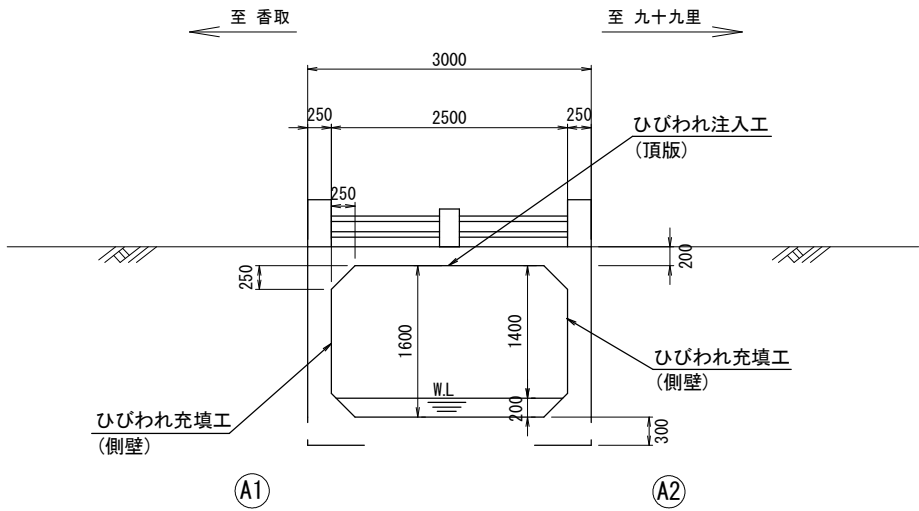
設計条件

路線名	市道2-003号線
車道幅員	5.5m
活荷重	T-25
土被り	0.1m
内空幅	2.5m
内空高	1.6m
竣工年	1973年

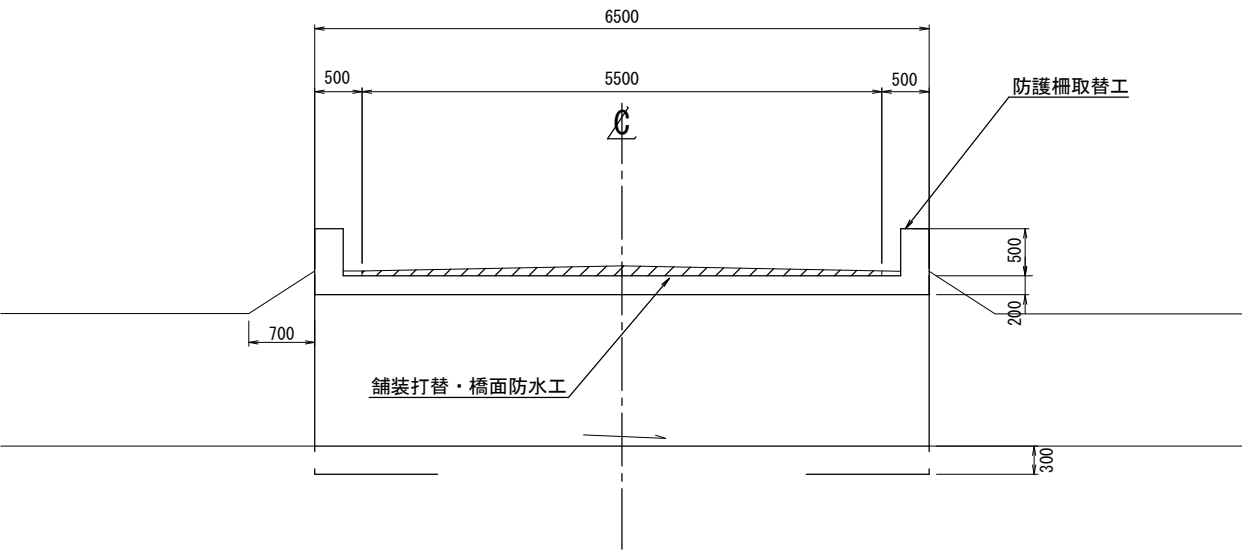
令和8年度			
第49号 橋梁維持補修工事			
路線名	市道2-003号線外		
工事箇所	旭市鎌数外		
図面種別	現況一般図		
図面番号	全14葉の内第2号		
縮尺	図示	内容表示	
旭市役所建設課			

(旭-037) 無名橋 補修一般図 S=1:80 (S=1:40)

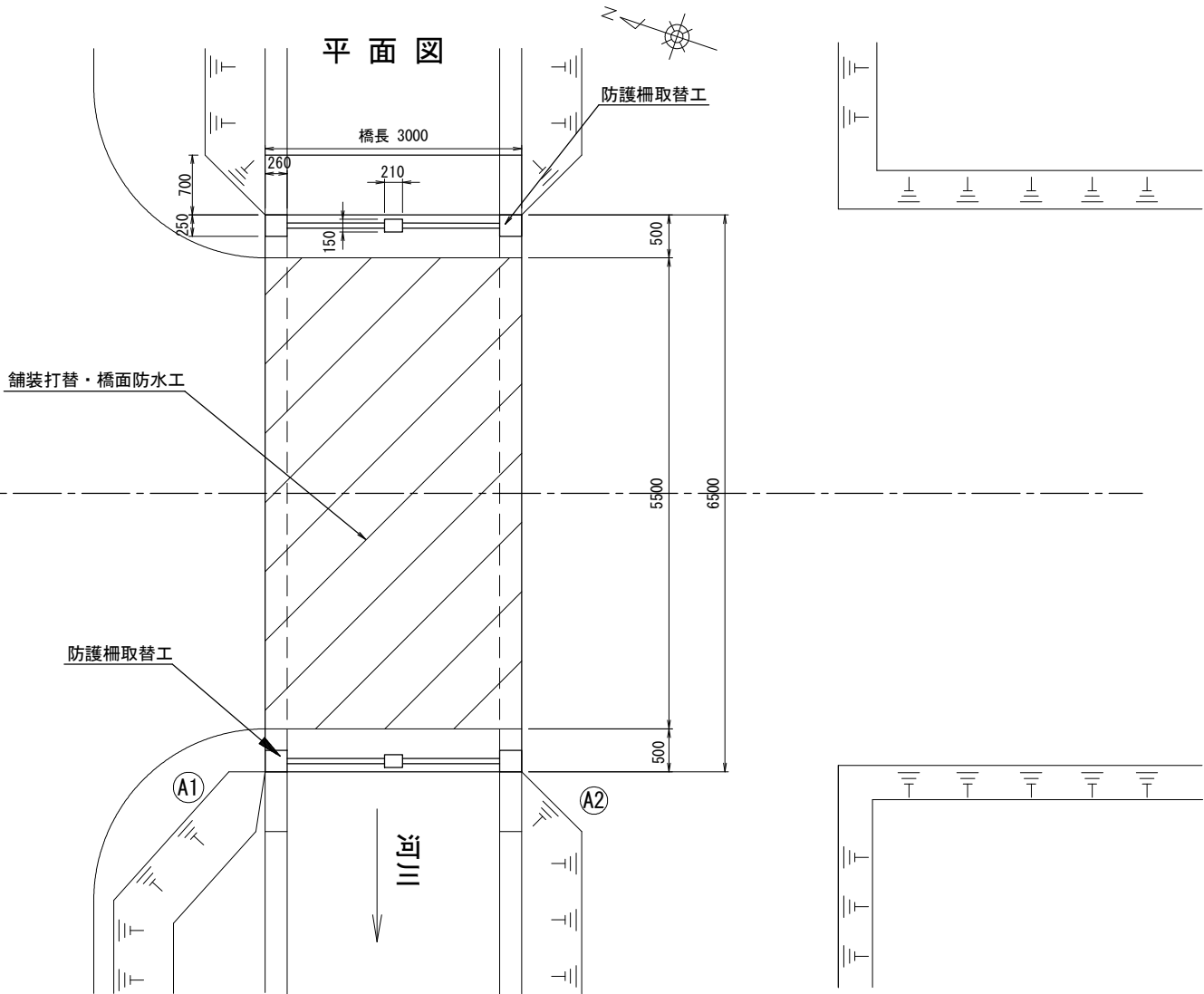
側面図



断面図



平面図



(旭-037) 無名橋 補修項目一覧表

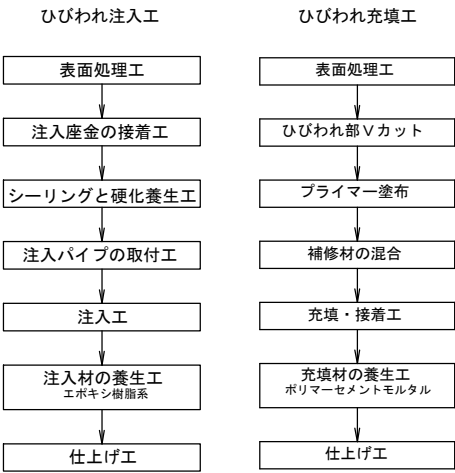
補修項目	対象部材	補修工法
コンクリート補修工	頂版	ひびわれ注入工
コンクリート補修工	側壁	ひびわれ充填工
防護柵補修工	防護柵	防護柵取替工
橋面防水工	路面	舗装打替・橋面防水工

令和8年度			
第49号 橋梁維持補修工事			
路線名	市道2-003号線外		
工事箇所	旭市鎌数外		
図面種別	補修一般図		
図面番号	全14葉の内第3号		
縮尺	図示	内容表示	
旭市役所建設課			

(旭-037) 無名橋 補修図 S=1:80 (S=1:40)

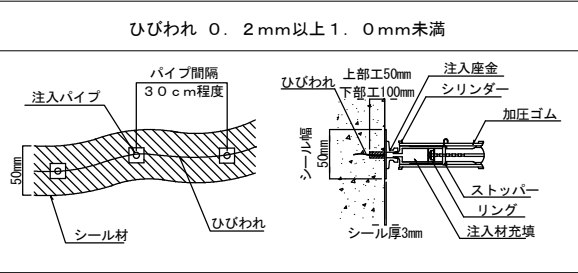
施工手順フロー

ひびわれ補修工

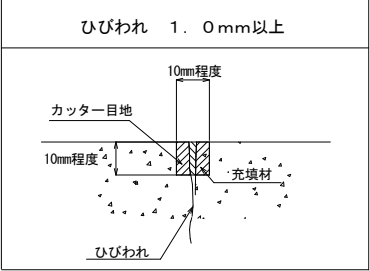


注. 材料により補修工法が異なる。

ひびわれ注入工 詳細図

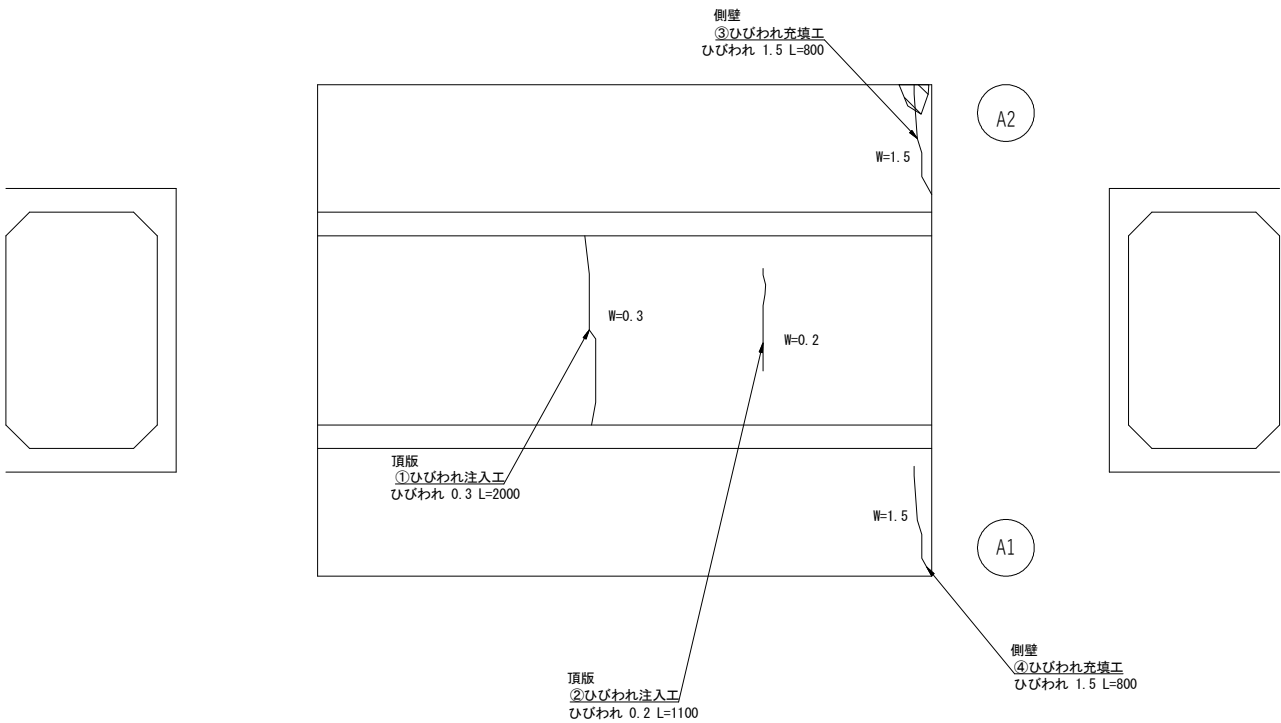


ひびわれ充填工 詳細図



※1. ひび割れ幅や長さは詳細調査結果を基に計上したものである。
施工時は再度現地調査を行い、寸法計測すること。

桁下



ひびわれ注入工

位置	ひびわれ幅 t (mm)	ひびわれ長さ L (m)
①	0.3	2.00
②	0.2	1.10
合計 (m)		3.10

ひびわれ充填工

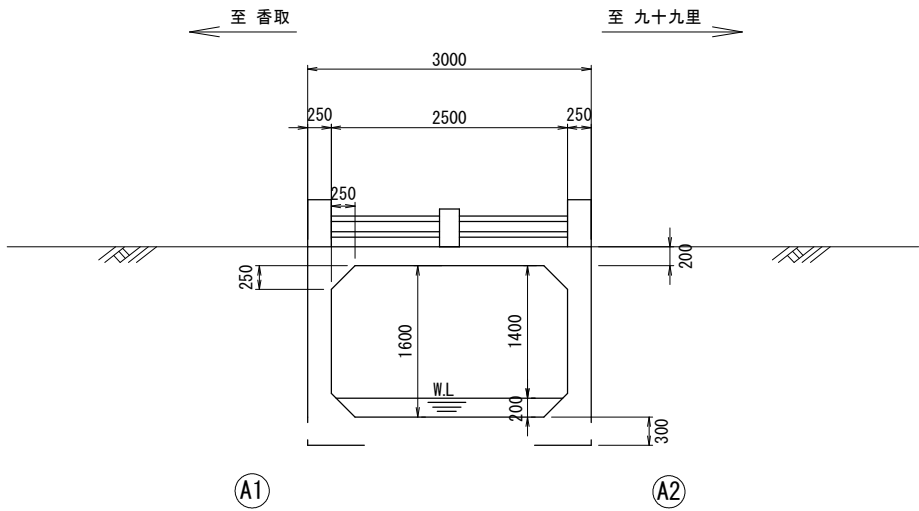
位置	ひびわれ幅 t (mm)	ひびわれ長さ L (m)
③	1.5	0.80
④	1.5	0.80
合計 (m)		1.60

令和8年度			
第49号 橋梁維持補修工事			
路線名	市道2-003号線外		
工事箇所	旭市鎌数外		
図面種別	補修図		
図面番号	全14葉の内第4号		
縮尺	図示	内容表示	
旭市役所建設課			

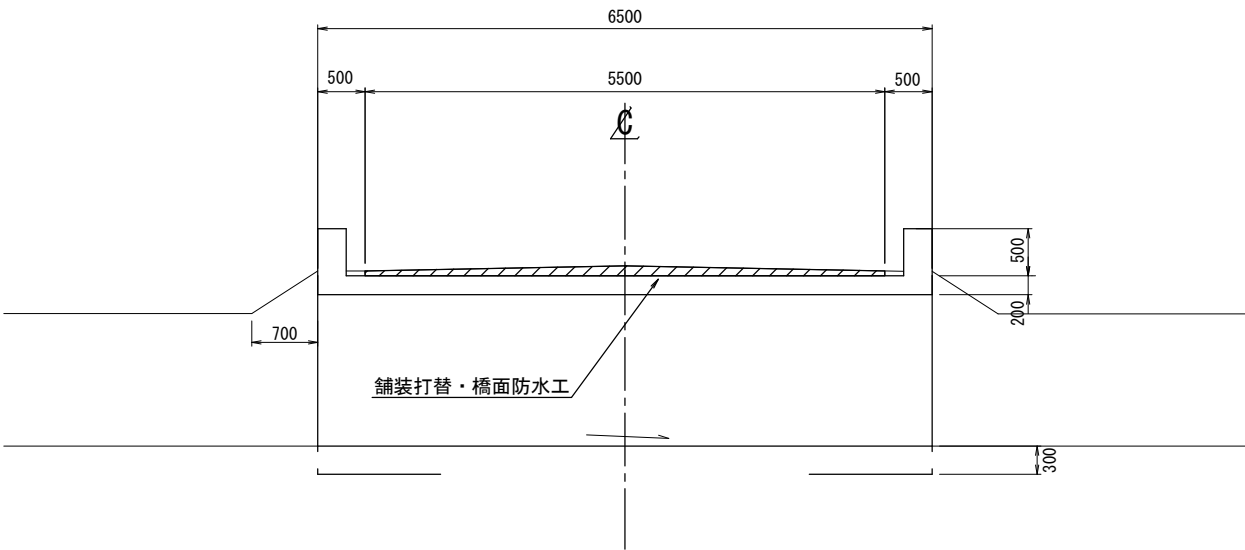
(旭-037) 無名橋 橋面防水工補修図

S=1:80 (S=1:40)

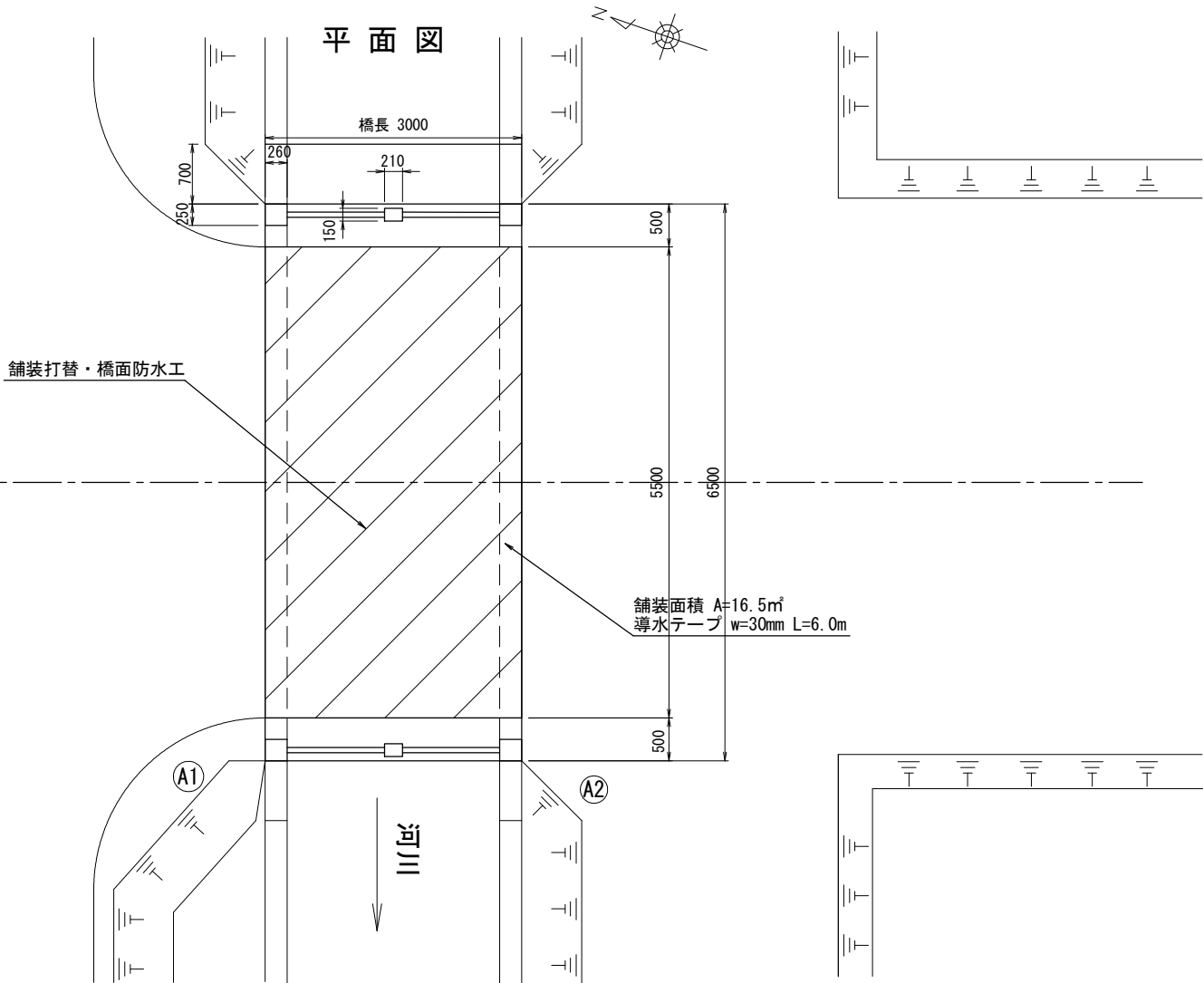
側 面 図



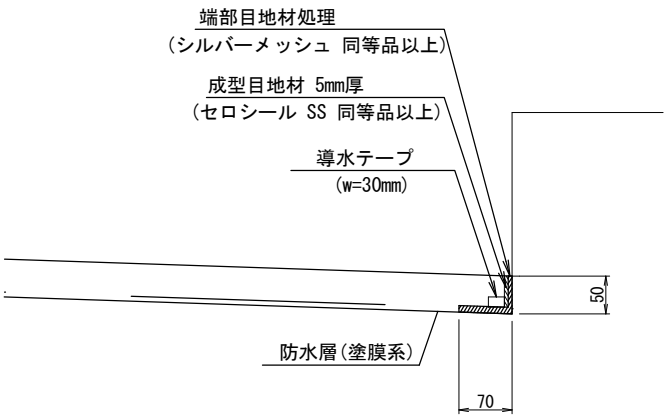
断 面 図



平 面 図



防水工詳細図 s=1:10 (1:5)



橋 面 防 水 工 材 料 表

項	目	単位	数	量	摘	要
防水層	塗膜系(車道)	m ²	16.5			
導水テープ	w=30mm 車道	m	6.0			
成型目地材	5 mm 厚 車道	m ²	0.3		ゼロシール SS 同等品以上	
端部目地材処理	5 mm 厚 車道	m ²	0.7		シルバーメッシュ 同等品以上	

舗 装 工 数 量 表

項	目	単位	数	量	摘	要
舗装版切削	車道部	t=50mm m ²	16.5		アスファルト t=5cm	
新設舗装	車道部	表 層 t=50mm m ²	16.5		アスファルト t=5cm	

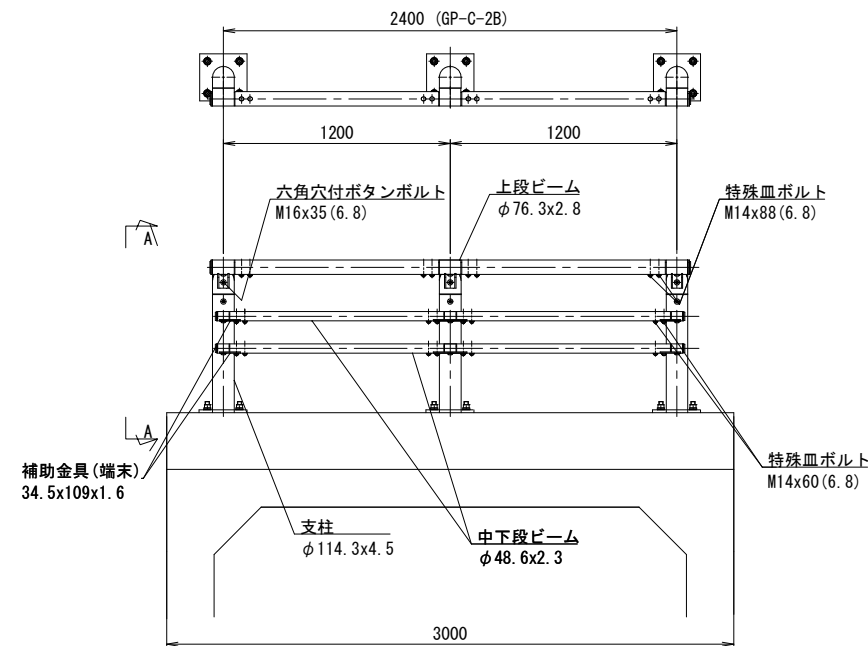
令和8年度			
第49号 橋梁維持補修工事			
路 線 名	市道2-003号線外		
工事箇所	旭市鎌数外		
図面種別	橋面防水工補修図		
図面番号	全14葉の内第5号		
縮 尺	図示	内容表示	
旭 市 役 所 建 設 課			

(旭-037) 無名橋 防護柵取替工補修図

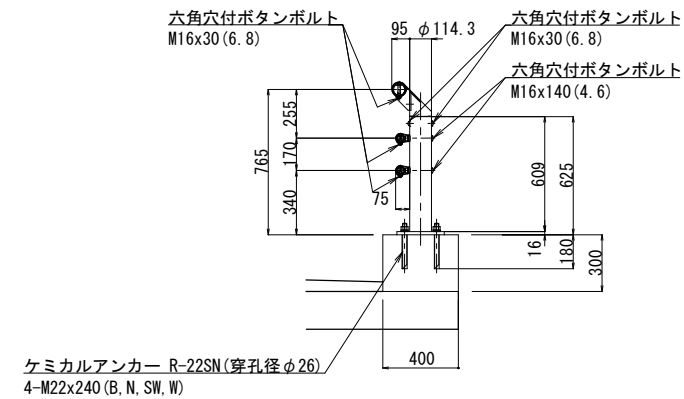
参考図

組立図 s=1:40 (s=1:20)

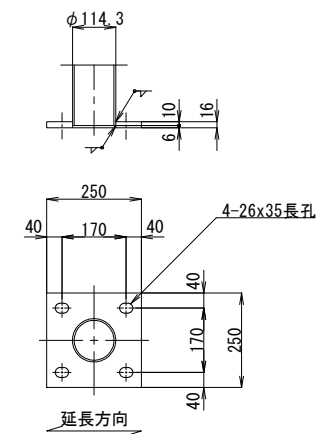
※現地照査及び協議のうえ、規格等を決定するものとする。



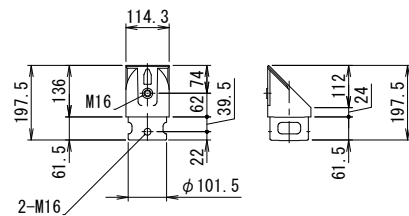
断面図 s=1:40 (s=1:20)



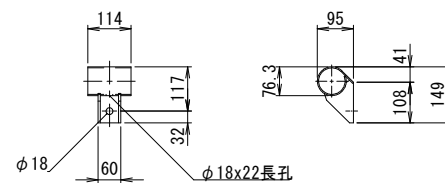
ベースプレート s=1:20 (s=1:10)



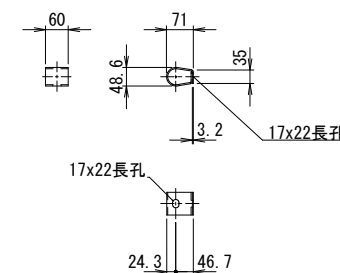
キャップ s=1:20 (s=1:10)



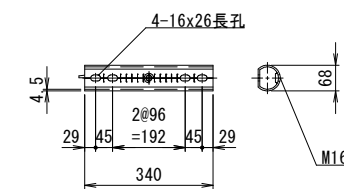
上段ビームコネクター s=1:20 (s=1:10)



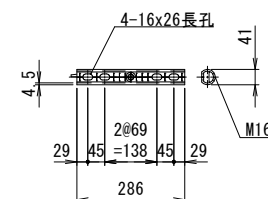
中下段ビームコネクター s=1:20 (s=1:10)



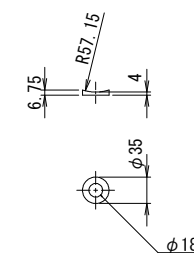
上段インナースリーブ s=1:20 (s=1:10)
※上側から見た図



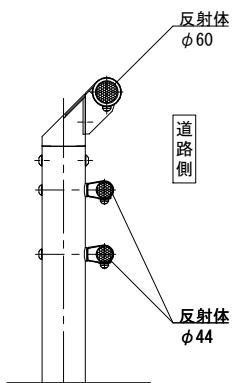
中下段インナースリーブ s=1:20 (s=1:10)
※上側から見た図



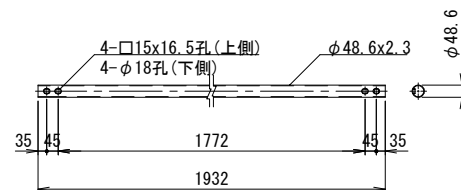
中下段コネクター用 丸座金 s=1:10 (s=1:5)



A-A断面 s=1:20 (s=1:10)



中下段ビーム s=1:30 (s=1:15)
※上側から見た図

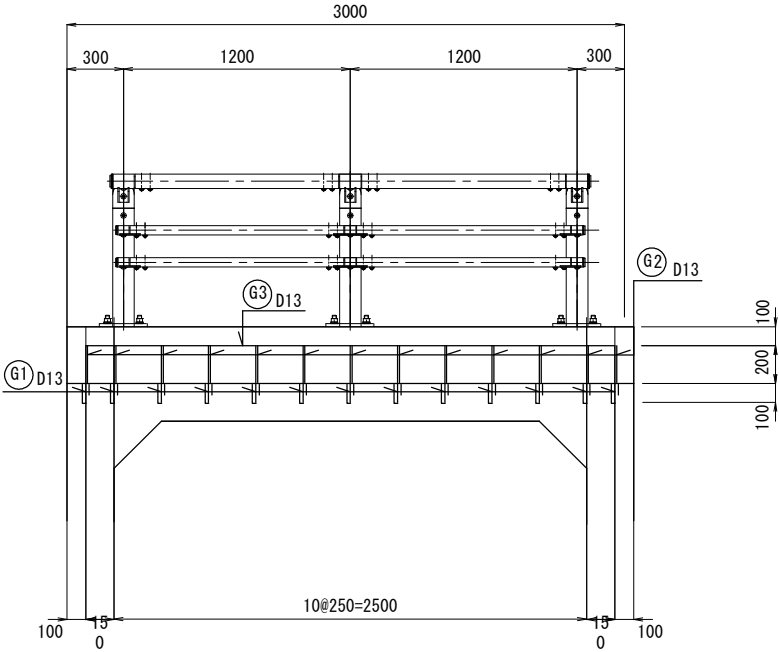


(旭-037) 無名橋 地覆配筋図 S=1:40 (S=1:20)

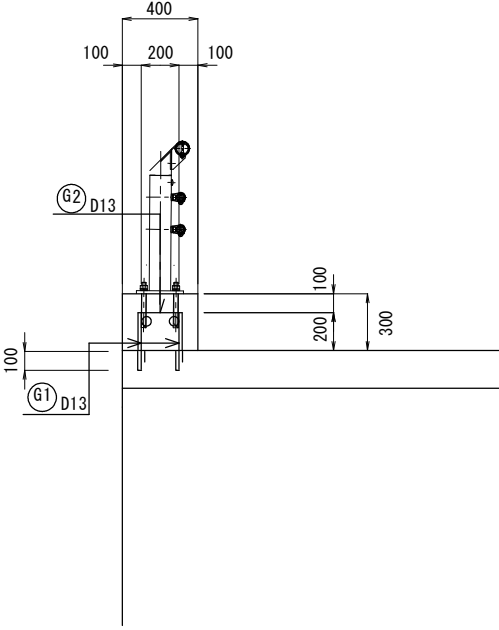
参考図

※現地照査及び協議のうえ、規格等を決定するものとする。

側面図



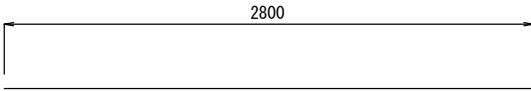
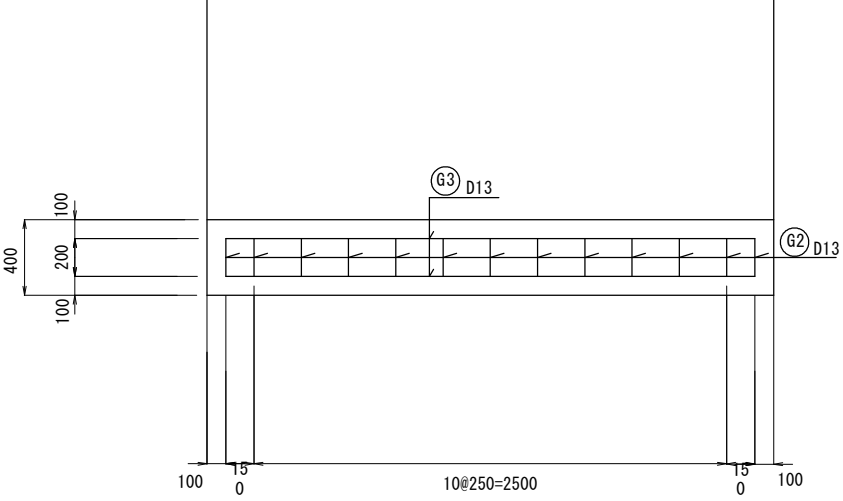
断面図



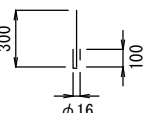
鉄筋表

記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質 量 (kg)	摘 要
G1	D13	300	52	0.995	0.299	16	
G2	D13	590	26	0.995	0.587	15	□
G3	D13	2700	4	0.995	2.687	11	—
						D13	42 kg
						合計	42 kg

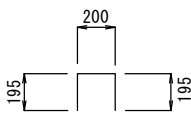
平面図



⑥3 4-D13x2800



⑥1 52-D13x300

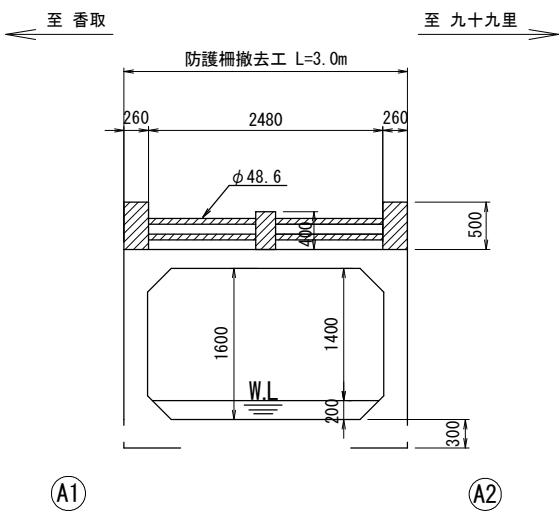


⑥2 26-D13x590

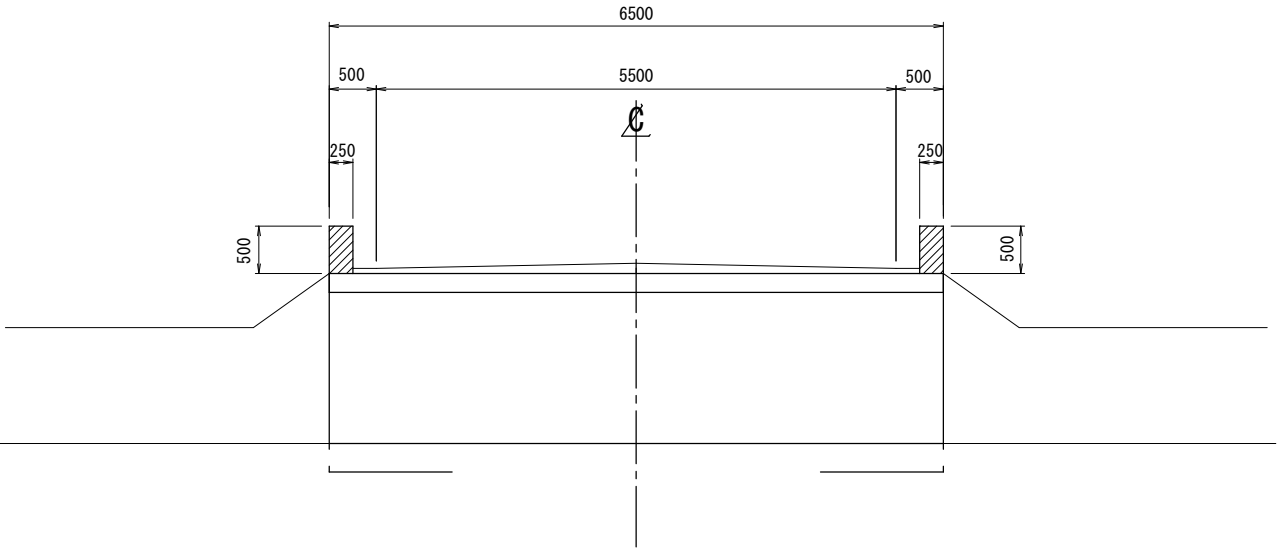
令和8年度			
第49号 橋梁維持補修工事			
路線名	市道2-003号線外		
工事箇所	旭市鎌数外		
図面種別	地覆配筋図		
図面番号	全14葉の内第7号		
縮尺	図示	内容表示	
旭市役所建設課			

(旭-037) 無名橋 防護柵撤去図 S=1:80 (S=1:40)

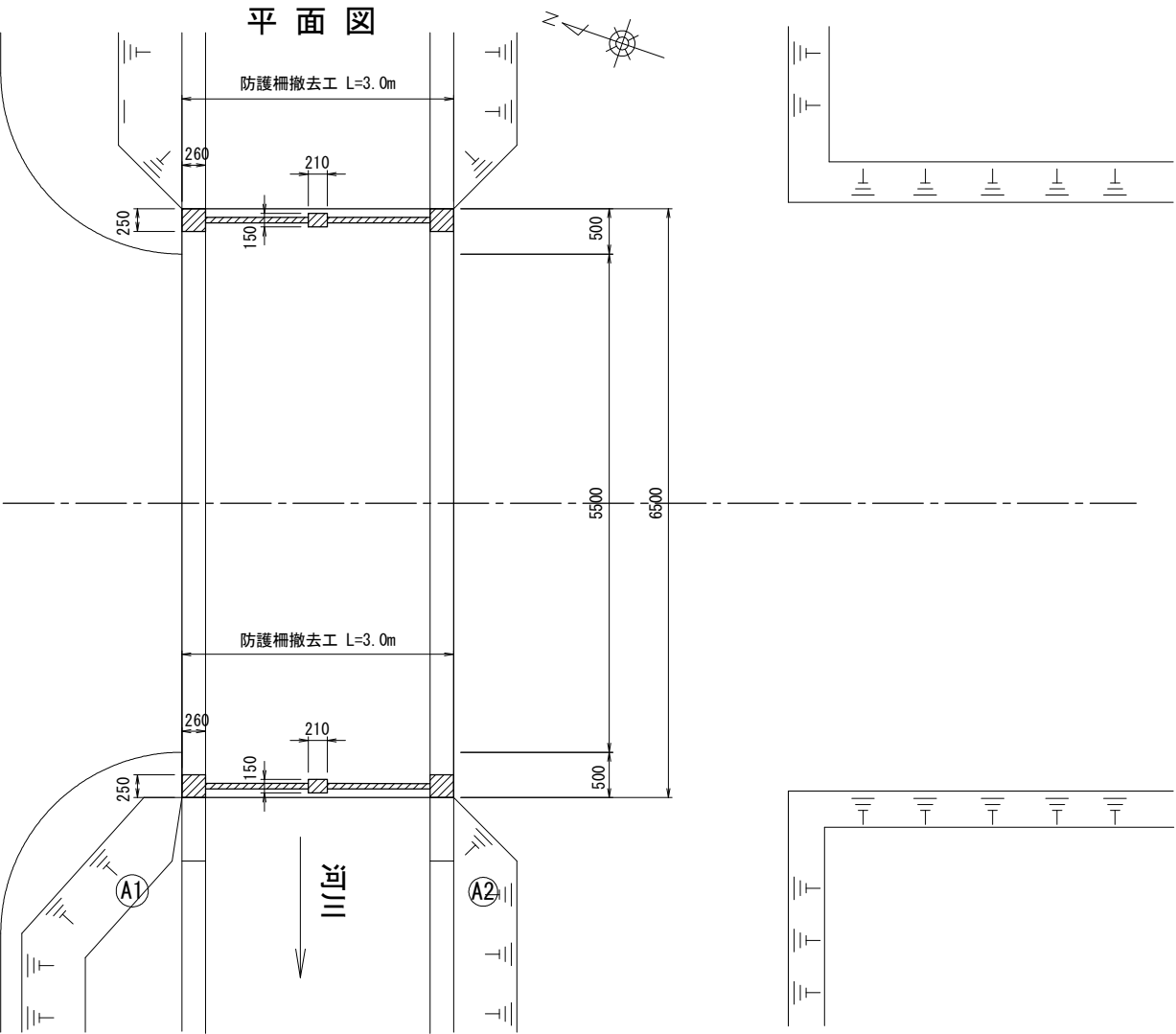
側面図



断面図



平面図



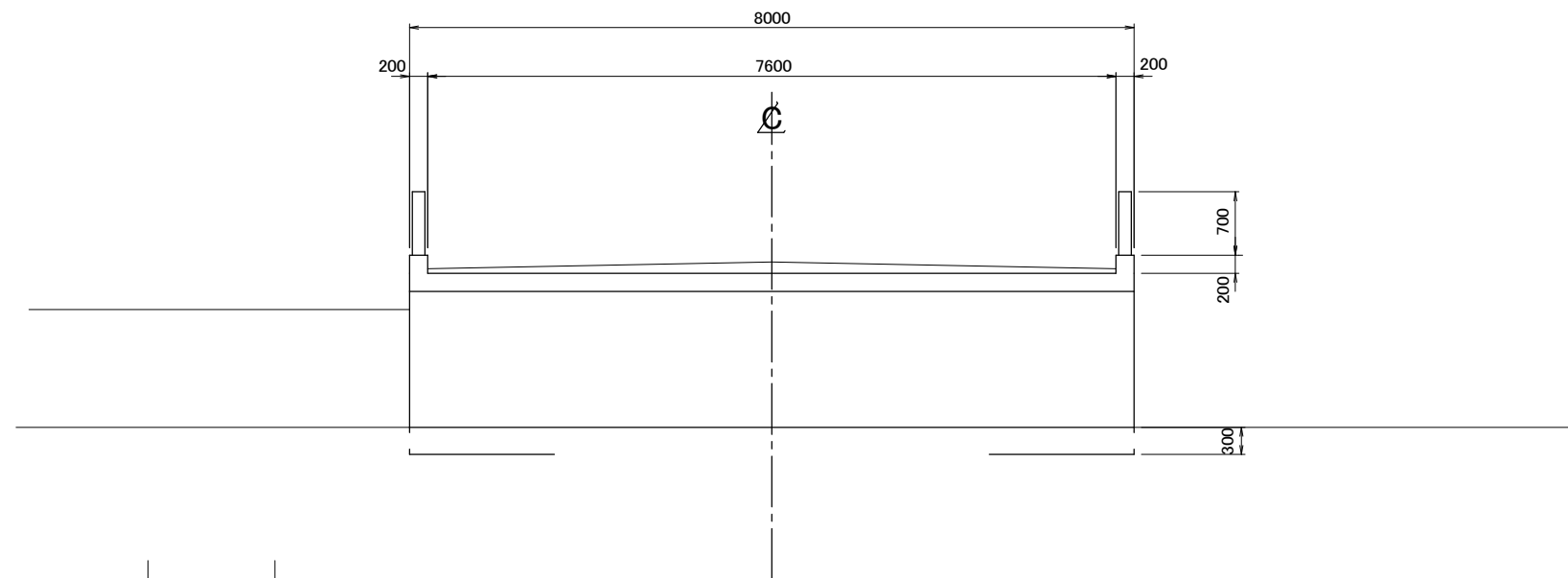
令和8年度			
第49号 橋梁維持補修工事			
路線名	市道2-003号線外		
工事箇所	旭市鎌数外		
図面種別	防護柵撤去図		
図面番号	全14葉の内第8号		
縮尺	図示	内容表示	
旭市役所建設課			



令和8年度		
第49号 橋梁維持補修工事		
路線名	市道2-003号線外	
工事箇所	旭市鎌数外	
図面種別	位置図	
図面番号	全14葉の内第9号	
縮尺	図示	内容表示
旭市役所建設課		

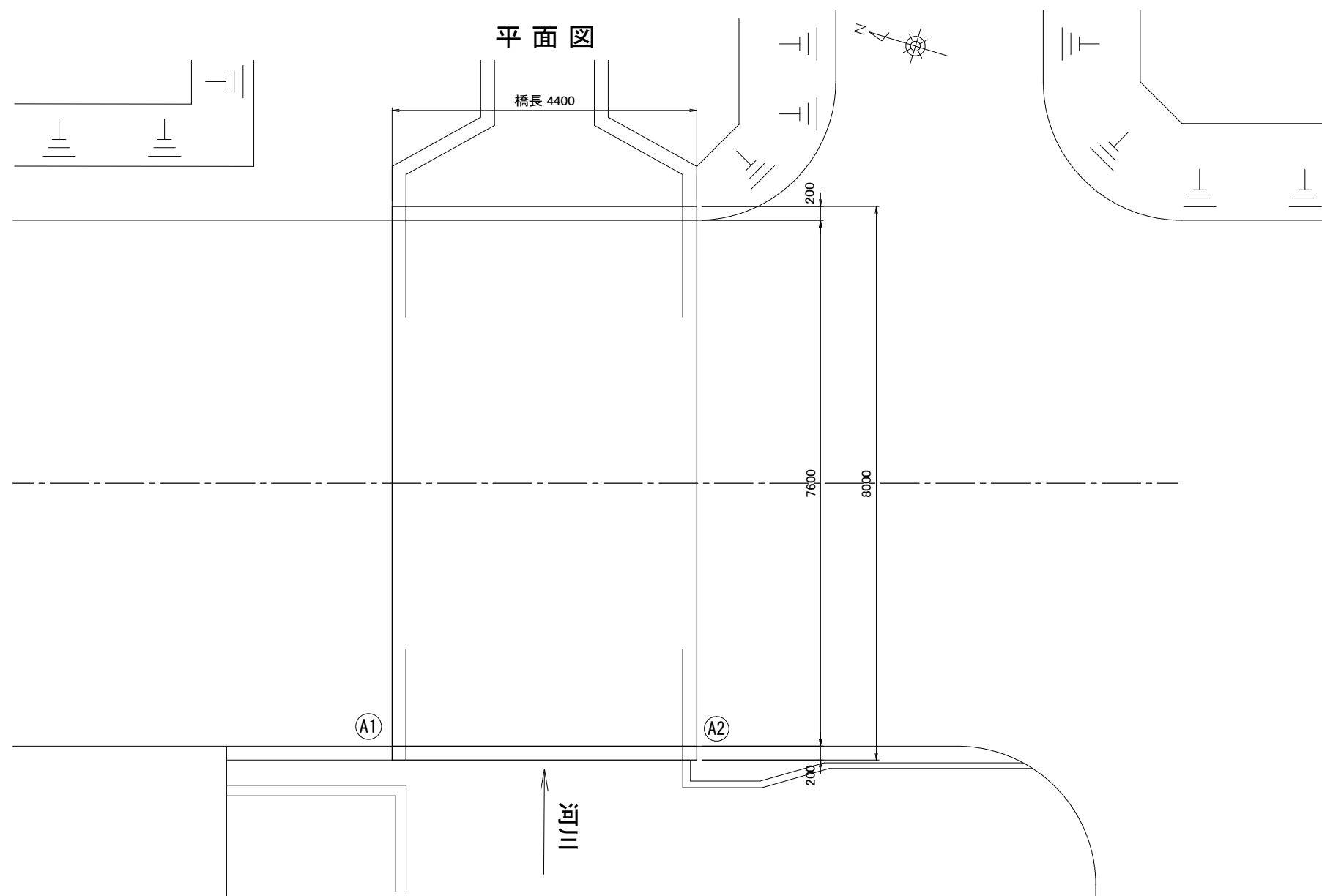
S=1 : 80 (S=1 : 40)

断面図



設計条件

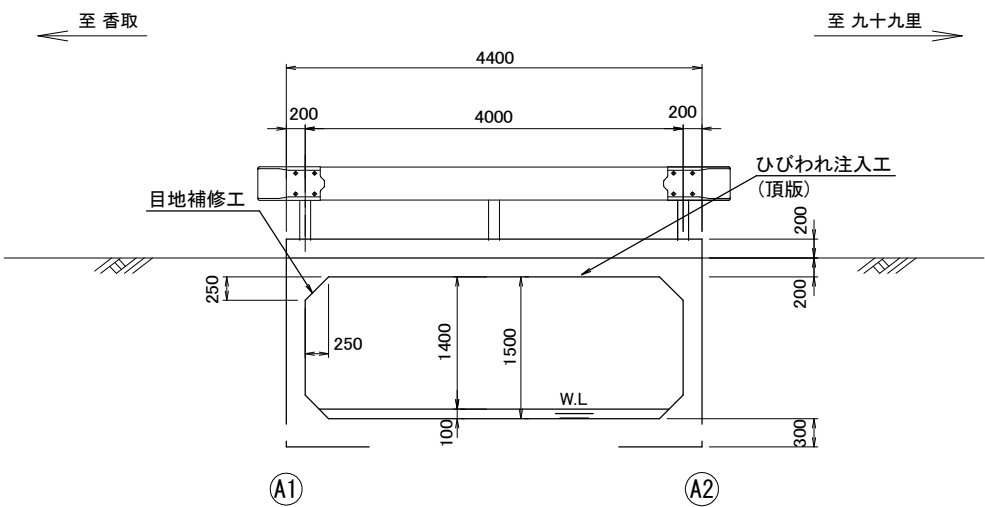
路線名	市道2-034号線
車道幅員	7.6m
活荷重	T-25
土被り	0.1m
内空幅	4.0m
内空高	1.5m
竣工年	1997年



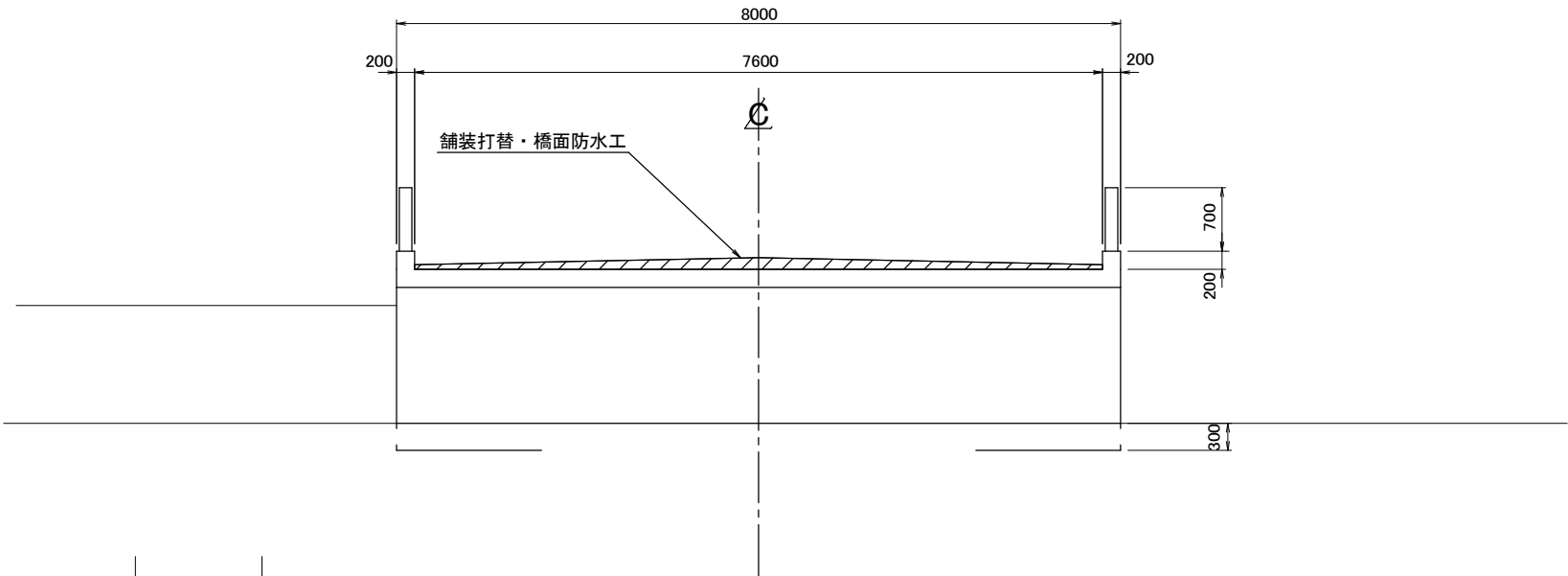
令和８年度			
第４９号 橋梁維持補修工事			
路線名	市道２－００３号線外		
工事箇所	旭市鎌数外		
図面種別	現況一般図		
図面番号	全１４葉の内第１０号		
縮尺	図示	内容表示	
旭市役所建設課			

(干-051) 無名橋 補修一般図 S=1:80 (S=1:40)

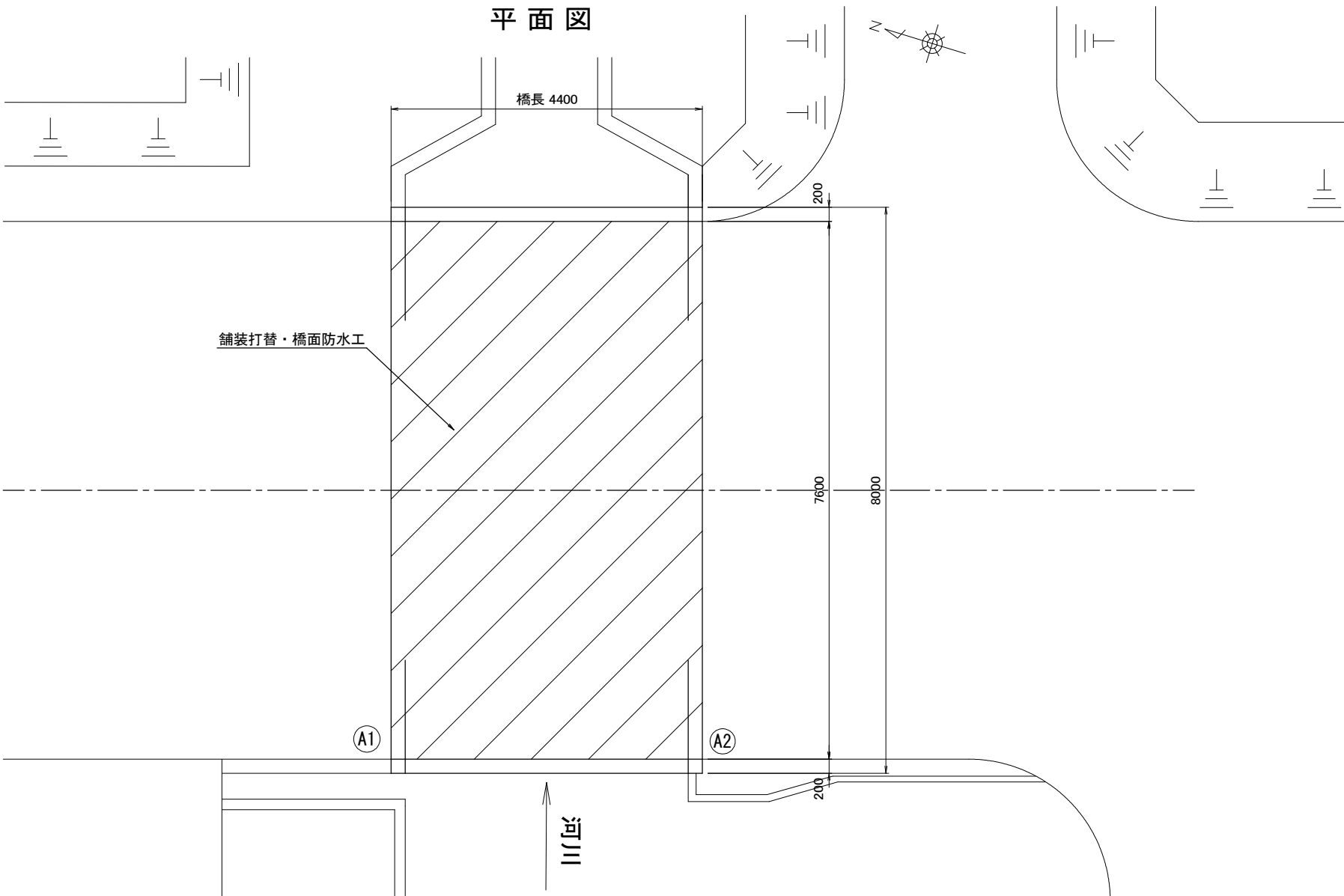
側面図



断面図



平面図



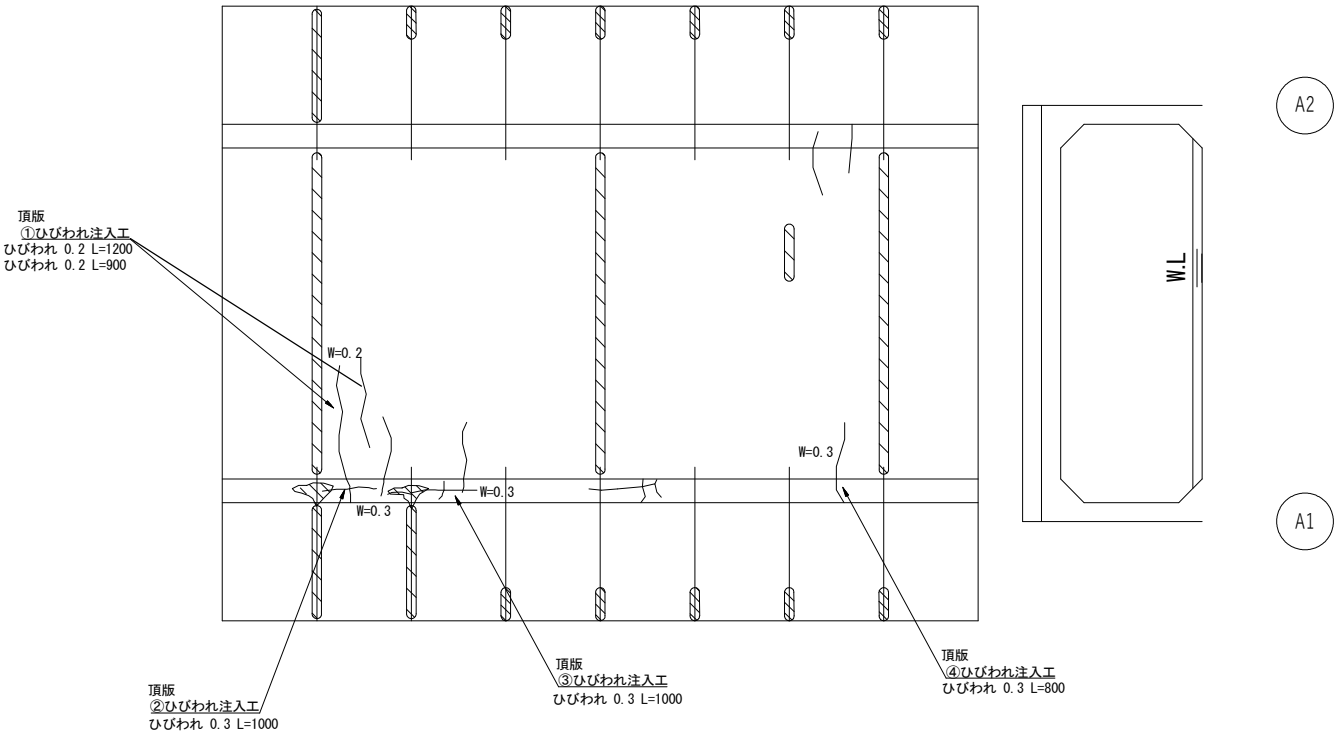
(干-051) 無名橋 補修項目一覧表

補修項目	対象部材	補修工法
コンクリート補修工	頂版	ひびわれ注入工
コンクリート補修工	目地材	目地補修工
橋面防水工	路面	舗装打替・橋面防水工

令和8年度			
第49号 橋梁維持補修工事			
路線名	市道2-003号線外		
工事箇所	旭市鎌数外		
図面種別	補修一般図		
図面番号	全14葉の内第11号		
縮尺	図示	内容表示	
旭市役所建設課			

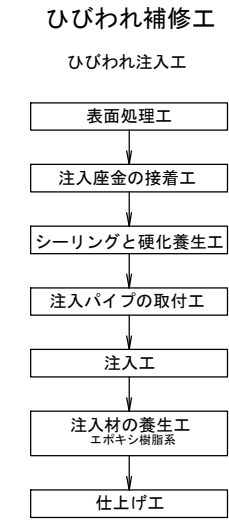
(干-051)無名橋 補修図 S=1:80 (S=1:40)

桁下



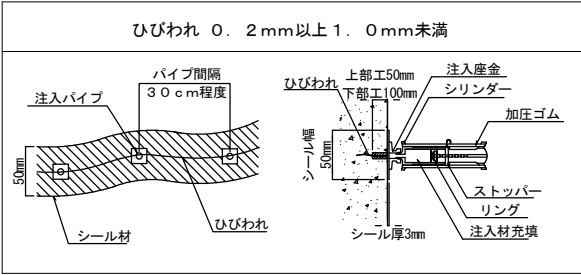
ひびわれ注入工		
位置	ひびわれ幅 t (mm)	ひびわれ長さ L (m)
①	0.2	1.20
	0.2	0.90
②	0.3	1.00
③	0.3	1.00
④	0.3	0.80
合計 (m)		4.90

施工手順フロー



注. 材料により補修工法が異なる。

ひびわれ注入工 詳細図

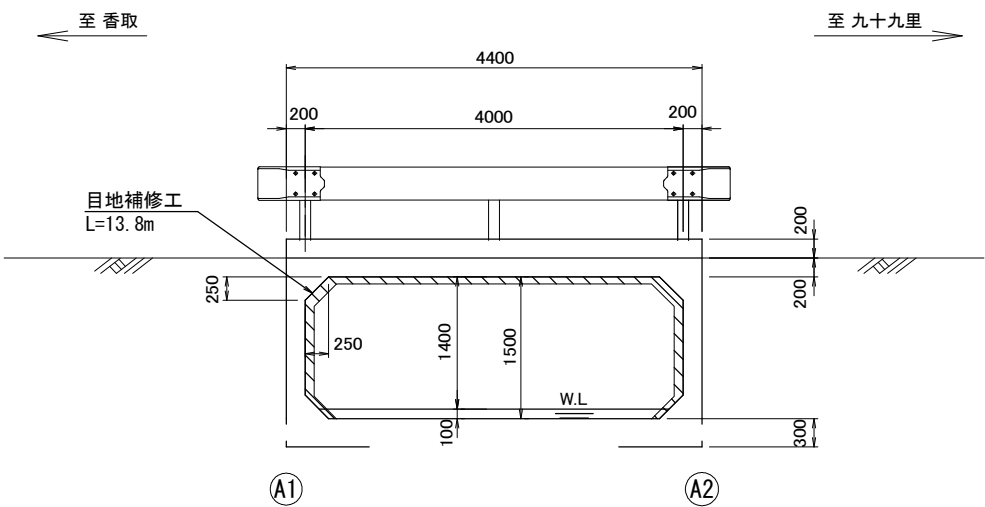


※1. ひび割れ幅や長さは2024年定期点検結果を基に計上したものである。施工時は再度現地調査を行い、寸法計測すること。
※2. 計上されていないひびわれ損傷の数量は0.2mm未満とする。

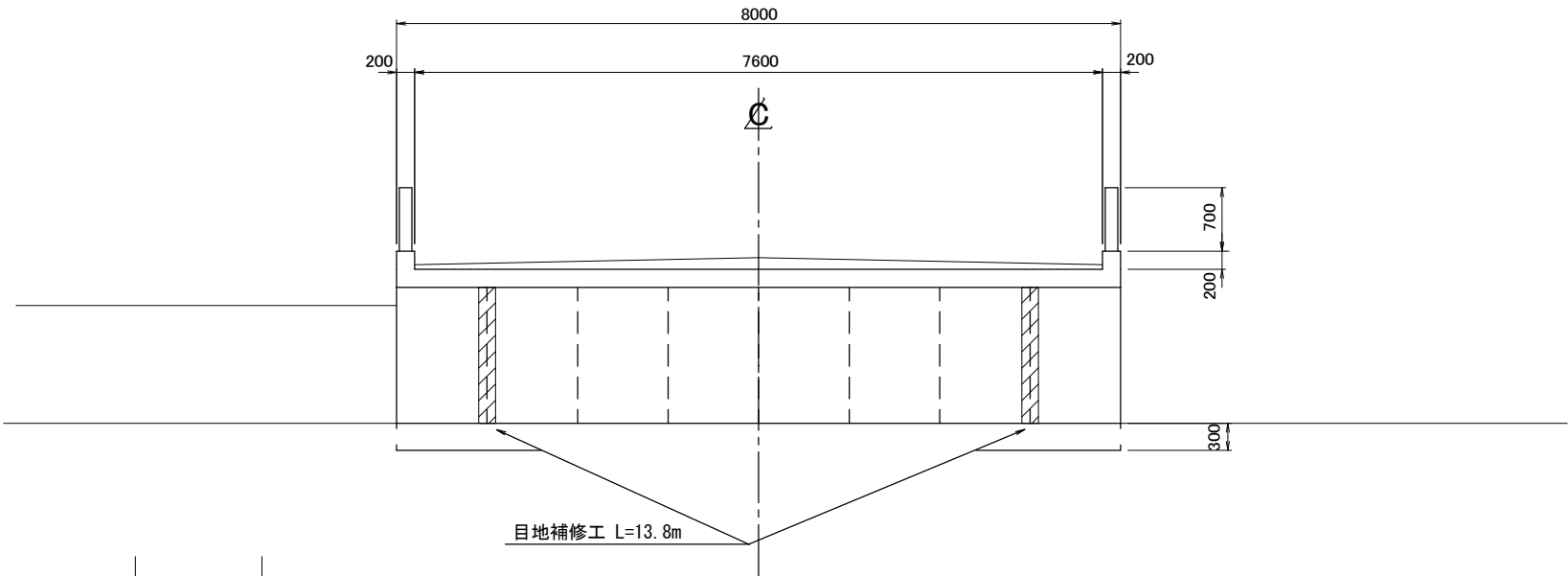
令和8年度			
第49号 橋梁維持補修工事			
路線名	市道2-003号線外		
工事箇所	旭市鎌数外		
図面種別	補修図		
図面番号	全14葉の内第12号		
縮尺	図示	内容表示	
旭市役所建設課			

(干-051) 無名橋 目地補修図 S=1:80 (S=1:40)

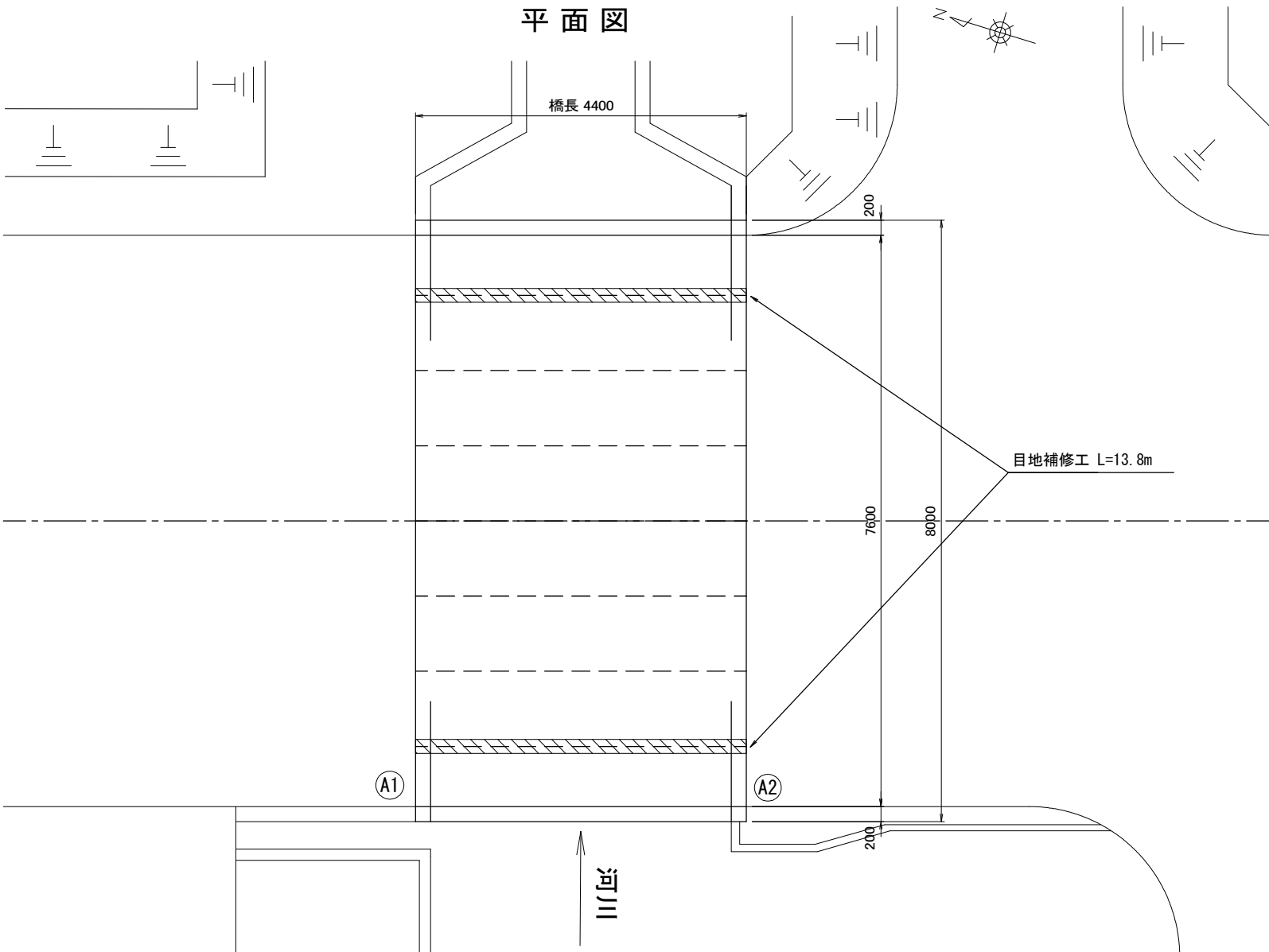
側面図



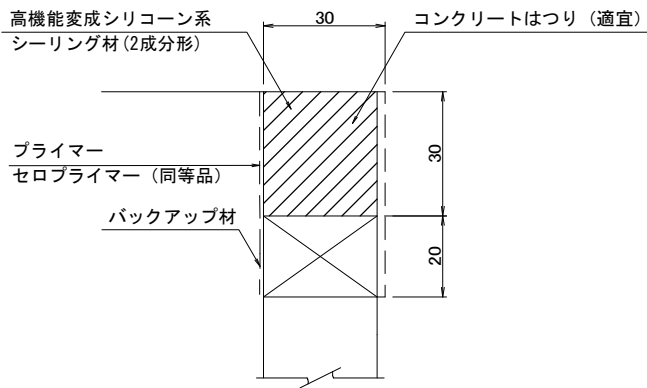
断面図



平面図



目地補修工(シーリング材) 詳細図 S=1:2 (s=1:1)



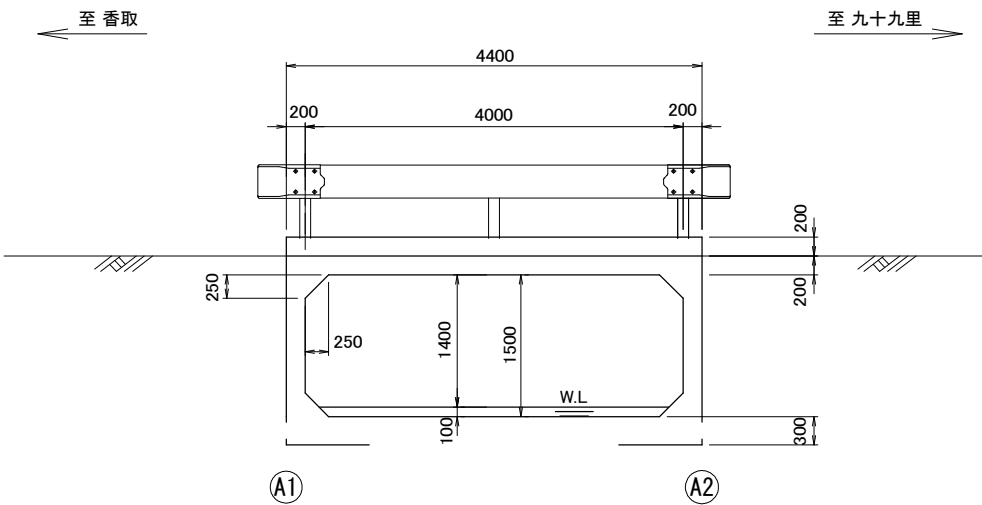
目地補修工 材料表

名 称	材 質	数 量	備 考
高機能変成シリコン系シーリング材 (2成分形)	セロシール (同等品)	13.8m	
バックアップ材	※ リエレンフォーム	13.8m	

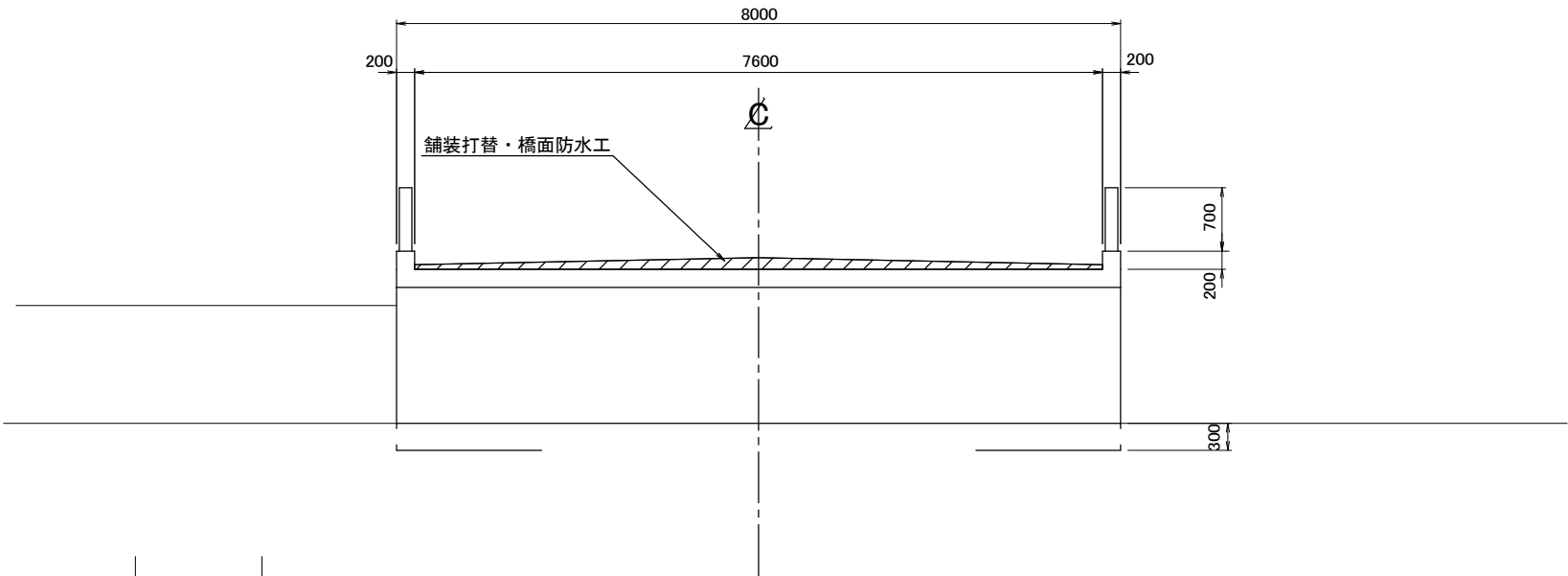
令和8年度			
第49号 橋梁維持補修工事			
路 線 名	市道2-003号線外		
工事箇所	旭市鎌数外		
図面種別	目地補修図		
図面番号	全14葉の内第13号		
縮 尺	図示	内容表示	
旭 市 役 所 建 設 課			

(干-051) 無名橋 橋面防水工補修図 S=1:80 (S=1:40)

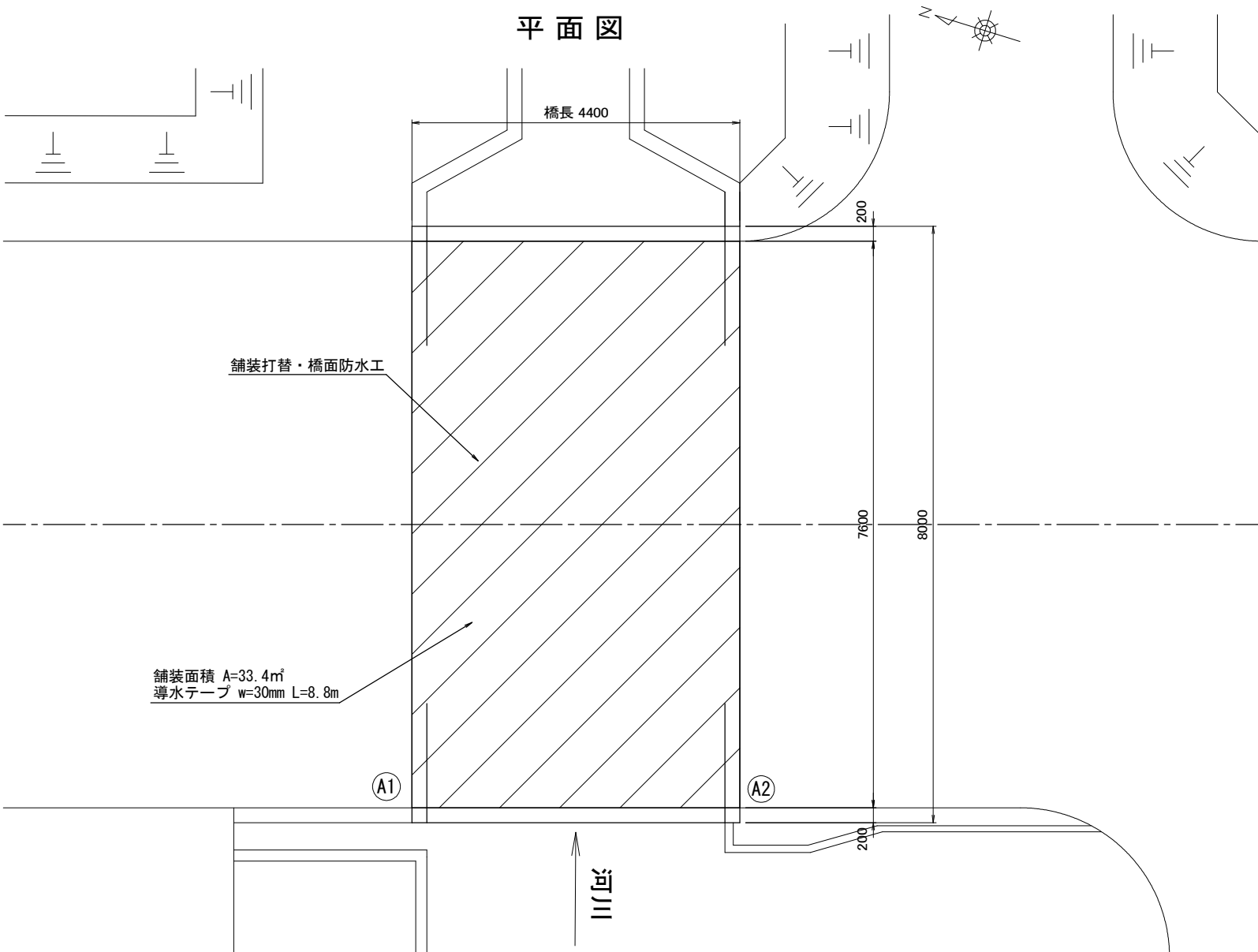
側面図



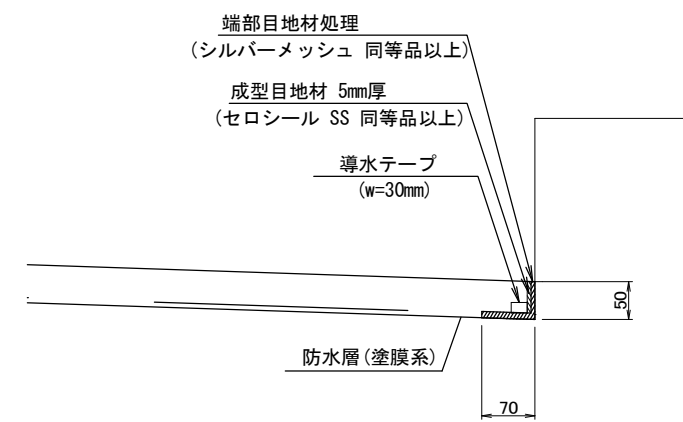
断面図



平面図



防水工詳細図 s=1:10 (1:5)



橋面防水工材料表

項	目	単位	数	量	摘	要
防水層	塗膜系 (車道)	m ²	33.4			
導水テープ	w=30mm 車道	m	8.8			
成型目地材	5 mm 厚 車道	m ²	0.4			セロシール SS 同等品以上
端部目地材処理	5 mm 厚 車道	m ²	1.1			シルバーメッシュ 同等品以上

舗装工数量表

項	目	単位	数	量	摘	要
舗装版切削	車道部 t=50mm	m ²	33.4			アスファルト t=5cm
新設舗装	車道部 表層 t=50mm	m ²	33.4			アスファルト t=5cm

令和8年度			
第49号 橋梁維持補修工事			
路線名	市道2-003号線外		
工事箇所	旭市鎌数外		
図面種別	橋面防水工補修図		
図面番号	全14葉の内第14号		
縮尺	図示	内容表示	
旭市役所建設課			

数量計算書〔総括表〕

No. 1

第49号 橋梁維持補修工事

名称・工種・規格・種別	単位	〔計算書数値〕		〔数値基準値〕		備考
		(当初)	(変更)	(当初)	(変更)	
【(旭-037)無名橋】						
橋梁保全工事						
舗装工						
路面切削工						
路面切削	m ²	16.50		17.00		
殻運搬(路面切削)	m ³	0.83		1.00		
殻処分	m ³	0.83		1.00		
橋面防水工						
橋面防水	m ²	16.50		17.00		
材料費	式	1.00		1.00		
舗装打換え工						
表層	m ²	16.50		17.00		
橋梁付属物工						
地覆工						
場所打地覆	式	1.00		1.00		
橋梁用防護柵工						
既存防護柵撤去	m	6.00		6.00		
ガードレール	m	4.80		5.00		
殻運搬	m ³	0.20		0.20		
殻処分	m ³	0.20		0.20		
橋梁補修工						
ひび割れ補修工						
充てん工法	構造物	1.00		1.00		
低圧注入工法	構造物	1.00		1.00		
区画線工						
溶融式区画線	m	10.00		10.00		
交通管理工						
交通誘導警備員	式	1.00		1.00		
【(干-051)無名橋】						
橋梁保全工事						
舗装工						
路面切削工						
路面切削	m ²	33.40		33.00		
殻運搬(路面切削)	m ³	1.67		2.00		
殻処分	m ³	1.67		2.00		
橋面防水工						
橋面防水	m ²	33.40		33.00		
材料費	式	1.00		1.00		
(その他)						

数量計算書〔総括表〕

No. 2

第49号 橋梁維持補修工事

[illegible]